

特 殊 健 康 診 断

動 向

1. 平成17年度は、16年度に引き続き大幅な労働安全衛生法の改正に向けて種々検討が行われた年でした。平成17年3月通常国会に改正法案が提出され、11月2日に公布、翌平成18年4月1日施行となった。その概要は、①長時間労働者への医師による面接指導の実施 ②特殊健康診断結果の労働者への通知 ③危険性・有害性等の調査及び必要な措置の実施（リスクアセスメントを実施することの努力義務化）④安全衛生管理体制の強化等である。

2. 石綿に関して；平成17年6月末に、石綿工場の労働者だけでなく家族や周辺住民に石綿による健康障害が発生していることが報道されたのを契機に、石綿は労働問題から公害・社会問題となった。

1) 石綿障害予防規則の施行（平成17年2月24日公布、同年7月1日施行）；石綿が使用された建築物の解体等の作業に係る措置等を充実した規則が制定・施行された。健康診断個人票や記録の保存期間等も変更された。

2) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日公布、3月27日施行）；石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し医療費などを支給するための措置を講じたもの。

また、厚生労働省では、石綿に関して

①「石綿に関する健康管理等専門家会議報告書（平成18年2月）

②「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方」報告書（平成18年2月）

が取りまとめられている。

3) 石綿関連の通達

①「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対策について」（平成17年7月15日 基発第0715001）

②「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日 基発第0728008）

③「石綿による疾病の労災認定基準の改正」（平成18年2月9日 基発第0209001号）

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は385から430団体に、45団体増加しており、受診者数

も65,757名から70,297名へと4,540名（6.7.0%）増加している。その主なものは（表1）、

特定化学物質 1216名増加（8484→10110）

じん肺 965名増加（1995→2960）

有機溶剤 910名増加（16976→17886）

電離放射線 880名増加（4871→5751）

であるが、社会問題化した石綿は

特定化学物質（石綿）1333名増加（677→2000）

じん肺（石綿）965名増加（1995→2960）

と、石綿による増加が全体の増加数の1/2を占めている。これは、過去に石綿を製造、取り扱う業務に従事して退職した者に対しても、事業者の責務として健康診断を実施するよう厚生労働省が要請を行うなど石綿による健康障害についての社会的背景による影響と思われる。

その他、特殊健診の結果については例年と大きな変化はみられない。

今後の課題

今回の労働安全衛生法の改正により、平成18年4月1日からは、特殊健康診断を受けた労働者に対しても、一般の健康診断の場合と同様に、その結果を個々人に通知しなくなってきた。一人の労働者が複数の特殊健康診断を受診することが多いので、個人毎に、特殊健康診断の種類に応じて、その結果による管理区分、自他覚症状、医師の診断等を一枚にまとめて個人通知（特殊健康診断結果のお知らせ）を行うようにした。そして裏面にそれぞれの解説・説明を記載している。

結核予防法が平成16年6月に改正され、平成17年4月からは、健康診断について、一律集団的な対応からリスクに応じた対応をとるように見直されたが、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等については、平成17年4月から「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」において検討が行われている。そのなかで、40歳以上の定期健康診断、じん肺健康診断、海外派遣労働者の健康診断、特定業務従事者の健康診断については従来どおり一律に、胸部エックス線検査を義務づけるべきではないかとの意見が述べられている。

関係の集計表は116頁に掲載